

新規日文对照表

<日本機械輸出組合>

改 正 案	現 行
貿易一般保険包括保険（外貨建対応方式：一括前払い）特約書	貿易一般保険包括保険（外貨建対応方式：一括前払い）特約書
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約（以下「包括特約」という。）に基づき締結される保険契約であつて、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第2条第2号、第4号又は第5号のてん補危険について外貨建対応方式を採用し、かつ、保険契約締結時に保険料を一括で納入する案件について、この特約を付すものとする。</p> <p>（この特約の対象範囲）</p> <p>第1条 この特約は、決済の起算点から最終の決済期限までの期間が2年以上の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）に係る保険契約のうち、約款第2条第2号、第4号又は第5号に規定する損失をてん補するものを対象とする。</p> <p>2 前項の輸出契約等のうち、次の各号の決済金額は、この特約の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 船積時までに受領する金額その他頭金に充てられると認められる決済金額 二 留保金に係る決済金額 三 決済の起算点から最終の決済期限までの期間が2年未満となる決済金額 <p>（保険価額）</p> <p>第2条 保険価額は、輸出契約等に基づくアメリカ合衆国通貨又は欧州連合通貨で表示された代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の額（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の額）を、約款第33条第2項第1号の規定にかかわらず、輸出契約等の締結日における邦貨換算率（アメリカ合衆国通貨1ドル又は欧州連合通貨1ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であつて、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に2を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。</p> <p>2 前項の代金等の額のうち金利の額は、当該金利に係る利率が変動する輸出契約等（以下「金利変動契約」という。）にあっては、年20%（以下「上限利率」という。）を、当該金利に係る利率が締結時において定められている輸出契約等（以下「金利固定契約」という。）にあっては、当該利率を用いて算出した額とする。</p> <p>（保険金額）</p> <p>第3条 保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第4条 てん補責任額は、約款第33条第2項第3号の規定にかかわらず、輸出契約等に基づく決済期限における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。</p> <p>（回収不能額）</p> <p>第5条 約款第4条第2項の回収することができない代金等の額のうち金利の額は、金利変動契約にあっては、当該契約の規定により適用された利率（当該利率が上限利率を超えて用いられた期間については、上限利率）を用いて算出したものとし、金利固定契約にあっては、当該金利の額とする。</p> <p>（保険料）</p> <p>第6条 この特約の対象となる部分に係る保険料の額は、包括特約において定められた2年以上案件の延滞の証券記載の保険価額元本の合計額に係る保険料率に100分の127及び2分の1を乗じて得た率により算出した額とする。</p> <p>（手続事項）</p> <p>第7条 この特約、包括特約及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が別に定める。</p> <p>（この特約に定めのない事項）</p> <p>第8条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括特約及び約款の</p>	<p>貿易一般保険包括保険（設備財）特約、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約（以下4者を総称して「包括特約」という。）又は貿易一般保険包括保険（中長期貸付契約）特約（以下「貸付特約」という。）に基づき締結される保険契約であつて、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第2条第2号、第4号又は第5号のてん補危険について外貨建対応方式を採用し、かつ、保険契約締結時に保険料を一括で納入する案件について、この特約を付すものとする。</p> <p>（この特約の対象範囲）</p> <p>第1条 この特約は、決済又は償還の起算点から最終の決済期限又は償還期限までの期間が2年以上の輸出契約、技術提供契約若しくは仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約（償還の起算点から最終の償還期限までの期間が2年未満となる優先償還者（複数の者が協調して貸し付ける契約において、他の者の償還に優先して償還を受ける者をいつ。）の貸し付ける部分を含む。以下「貸付契約」という。）に係る保険契約のうち、約款第2条第2号、第4号又は第5号に規定する損失をてん補するものを対象とする。</p> <p>2 前項の輸出契約等のうち、次の各号の決済金額は、この特約の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 船積時までに受領する金額その他頭金に充てられると認められる決済金額 二 留保金に係る決済金額 三 決済の起算点から最終の決済期限までの期間が2年未満となる決済金額 <p>（保険価額）</p> <p>第2条 保険価額は、輸出契約等又は貸付契約に基づくアメリカ合衆国通貨で表示された代金、賃貸料、対価又は貸付金（以下「代金等」という。）の額（二以上の時期に分割して代金等の決済又は償還を受けるべきときは、各時期において決済又は償還を受けるべき当該代金等の額）を、約款第33条第2項第1号の規定にかかわらず、輸出契約等又は貸付契約の締結日における邦貨換算率（アメリカ合衆国通貨1ドル当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であつて、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に2を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。</p> <p>2 前項の代金等の額のうち金利の額は、当該金利に係る利率が変動する輸出契約等又は貸付契約（以下「金利変動契約」という。）にあっては、年20%（以下「上限利率」という。）を、当該金利に係る利率が締結時において定められている輸出契約等又は貸付契約（以下「金利固定契約」という。）にあっては、当該利率を用いて算出した額とする。</p> <p>（保険金額）</p> <p>第3条 保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第4条 てん補責任額は、約款第33条第2項第3号の規定にかかわらず、輸出契約等又は貸付契約に基づく決済期限又は償還期限における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。</p> <p>（回収不能額）</p> <p>第5条 約款第4条第2項の回収することができない代金等の額のうち金利の額は、金利変動契約にあっては、当該契約の規定により適用された利率（当該利率が上限利率を超えて用いられた期間については、上限利率）を用いて算出したものとし、金利固定契約にあっては、当該金利の額とする。</p> <p>（保険料）</p> <p>第6条 この特約の対象となる部分に係る保険料の額は、包括特約において定められた2年以上案件の延滞の証券記載の保険価額元本の合計額に係る保険料率又は貸付特約において定められた証券記載の保険価額元本の合計額に係る保険料率にそれぞれ100分の127及び2分の1を乗じて得た率により算出した額とする。</p> <p>（手続事項）</p> <p>第7条 この特約、包括特約又は貸付特約及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が別に定める。</p> <p>（保険契約者が貸付契約の締結者の場合の保険料の納付又は返還）</p> <p>第8条 保険契約者が貸付契約の締結者の場合は、保険料の納付又は返還は、貿易一般保険包括保険（中</p>

規定を適用する。

長期貸付契約)の保険契約の保険料の納入に関する特約書に定めるところに従い、この保険契約を締結した貸付契約に係る輸出契約又は仲介貿易契約を締結した輸出者又は仲介貿易者が、当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物の種類に応じその所属する貸付特約附帯別表第4に掲げる輸出組合等を通じ行うものとする。

ただし、あらかじめ輸出者又は仲介貿易者が特定できない場合その他これによることが適当でないと日本貿易保険が認める場合には、保険契約者は保険料の納付を行い、日本貿易保険は保険契約者に保険料の返還を行うものとする。

(この特約に定めのない事項)

第9条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括特約又は貸付特約及び約款の規定を適用する。